

大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年3月15日条例第10号）

2 改正理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、区の条例も同様に改正する。

3 主な改正内容

全サービス共通

- (1) 高齢者虐待防止の推進（第3条第3項、第27条第10号、第37条の2、第57条第10号、第80条第7号）（3年間の経過措置あり）
 - ア 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制整備、従業者に対する研修の実施。
 - イ 虐待防止のための措置に関する事項を運営規程で定める。
 - ウ 虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修担当者の配置。
- (2) 介護保険等関連情報の活用（第3条第4項）

介護保険等関連情報を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。
- (3) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（第28条第3項、第81条第3項）（3年間の経過措置あり）

介護に直接かかわる職員のうち医療福祉系の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づける。
- (4) ハラスメント対策の強化（第28条第4項、第81条第4項）

ハラスメント対策の方針の明確化等、必要な措置を講じる。
- (5) 業務継続に向けた取組の強化（第28条の2）（3年間の経過措置あり）

感染症や災害が発生した場合でも、介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。

- ア 業務継続計画等の策定
 - イ 従業者に研修及び訓練の実施
- (6) 感染症対策の強化 (第31条第2項) (3年間の経過措置あり)
感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るため、次の措置を規定する。
- ア 対策検討委員会を定期的を開催し、結果を従業者に周知する。
 - イ 指針の整備
 - ウ 従業者に研修及び訓練の実施
- (7) 運営規程の掲示に係る見直し (第32条第2項)
運営規程の重要事項等について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形 (ファイル等) で備え置くこと等を可能とする。
- (8) 会議や多職種連携における ICT の活用 (第39条第1項、第49条第1項)
運営基準において実施が求められる各種会議等について感染防止や多職種連携の促進のため、次の見直しを行う。
- ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
 - イ 利用者等が参加するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- (9) 記録の保存に係る見直し (第91条第1項)
介護サービス事業所における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認める。
- (10) 利用者への説明・同意等に係る見直し (第91条第2項)
利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減のため、利用者等への説明・同意等のうち書面で行うものについて、電磁的記録による対応を可能とする。

認知症対応型通所介護

- (1) 管理者の配置基準緩和 (第10条第1項)
共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置について本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。
- (2) 地域と連携した災害への対応強化 (第30条第2項)
避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

小規模多機能型居宅介護

(1) 人員配置基準の緩和 (第44条第6項)

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模居宅介護支援事業所が併設する場合において、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

(2) 過疎地等におけるサービス提供の確保 (第58条第2項)

地域の実情により、事業所の効率的運営に必要であると区が認めた場合に登録定員、利用者定員を超えることを可能とする。

認知症対応型共同生活介護

(1) 夜勤職員体制の見直し (第71条第1項)

同一階に3ユニットが隣接している場合、夜間・深夜の職員配置を3ユニットで夜勤2人以上の配置に緩和する。

(2) 計画作成担当者の配置基準の緩和 (第71条第5項)

介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

(3) サテライト型事業所の基準を創設 (第71条第9号、第72条第2項、第74条第1項)

ア 介護支援専門員でない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置可能

イ 本体事業所との兼務により、代表者、管理者の配置は不要

ウ サテライト型事業所のユニット数は2以下

(4) 外部評価に係る運営推進会議の活用 (第87条第2項)

運営推進会議による評価と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による評価」を受けることとする。

4 施行年月日

令和3年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり